



15 生畜第 538 号
平成 15 年 4 月 16 日

各都道府県知事 殿

農林水産省生産局長

飼料用稲わらからのひ素検出について

今般、独立行政法人肥飼料検査所が、稲わらについての調査分析を行ったところ、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和 63 年 10 月 14 日付け畜産局長通知 63 畜 B 第 2050 号)の基準(2ppm。以下「指導基準」という。)を超えるひ素が検出された旨報告があったところです。

稲わらについては、農家の自家生産されたものが利用される等、指導基準に基づく販売規制のみでは飼料の安全性確保に係る実効性に限界があることから、安全な畜産物を生産するための飼料の適正使用を確保するため、当分の間、下記の対策を追加的に講じることとしたので、貴管下関係者への指導方よろしくお願いします。

また、その周知徹底状況について、別記様式により、平成 15 年 5 月 16 日までに農林水産省生産局長あて御報告頂きますようお願いいたします。

記

肉用に出荷する牛又は搾乳を行うために飼養する牛に稲わらを給与する場合には、稲わらの給与割合を飼料全体の概ね 2 割以下に抑えることとする。

(別 記)

飼料用稲わらからのひ素検出についての周知状況報告書

農林水産省生産局長 あて

都道府県知事
(団体の長にあつては所在地
・団体名・代表者氏名・印)

下記のとおり(市町村・団体等)の周知状況について「飼料用稲わらからのひ素検出について」(平成15年4月16日付け15生畜第538号農林水産省生産局長通知)の規定により報告します。

記

- 1 実施主体
- 2 実施日・周知の方法(説明会の開催、通知文書の発出等具体的に記載)
- 3 周知の相手方(会議の場合は参加者の業種、総数など)
- 4 その他
周知にあたって留意した事項などを記載